最終更新日：2021年6月29日

科研製薬株式会社
堀内 裕之
問合せ先：東京都文京区本駒込二丁目28番8号
証券コード：4521
http://www.kaken.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「患者さんのよろこび」、「企業のよろこび」、「社員のよろこび」の3つのよろこびを経営理念として掲げております。その中のひとつである「企業のよろこび」とは、“ 医薬品企業としての社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって企業活動を行い、社会から信頼される企業をめざす ”ということであり、「コーポレート・ガバナンスの充実」や「経営の透明性とステークホルダーへの説明責任」は、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社は、会社の規模、経営監視機能等を総合的に判断して、監査役会設置会社を選択しております。社外監査役2名を含む4名の監査役が取締役会などの重要な会議に出席して意見を述べており、社外監査役は中立的な立場からの意見を述べていることなどから、現在の監査体制で経営監視機能は十分に機能していると考えております。

また、当社は意思決定の迅速化、監督機能と業務執行機能の明確化に向け、執行役員制度を導入しております。

経営の意思決定機関である取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役のうち3名は社外取締役であり、さらに社外監査役を含む監査役や執行役員も出席し、経営方針の徹底及び意思決定の公正・透明化をはかることができる体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。
・すべての原則について、2021年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・すべての原則について、2021年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。
【原則1－4　政策保有株式】
・当社は、事業戦略上の必要性及び取引関係の維持・強化などを勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、政策保有株式を保有いたしますが、保有する意義が乏しいと判断した銘柄は、適宜、縮減対象としてまいります。

また、毎年取締役会において、保有の意義、保有目的の妥当性、そして保有に伴う便益やリスクを資本コスト、取引状況及び株式価値の変動または配当等による経済性等を含め、定性・定量の両面から総合的に検証し、保有の是非を判断しており、2020年度につきましては、2021年1月の取締役会にて検証を実施いたしました。なお、2020年度におきましては、1銘柄についてその一部を売却いたしました。

保有株式に係る議決権行使にあたっては、中長期的な視点で当社及び投資先の企業価値向上に資するか否か等を総合的に判断し、適切に行使いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
・当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規程により、取締役会の承認を必要としております。また企業行動指針において、利益相反行為を禁止しております。
主要株主等との重要な取引については、取締役会の承認を必要としております。なお、現在、当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しておりません。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
・企業年金の運用は、従業員の資産形成や自社の財政状態に影響を与えることを踏まえて、「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」を策定し、それに基づく運用・管理を行っております。
人事部・経理部等の適切な資質を持つ人材で構成された「年金運営会議」が、資産状況のモニタリング・利益相反管理・運用機関を通じたスチュワードシップ活動等、企業年金の重要事項について審議をするとともに、事業主に適切な助言を行う体制としています。また、企業年金担当部門においては外部研修参加などにより人材育成を行っており、アセットオーナーとしての機能を果たすよう努めています。

【原則3－1　情報開示の充実】
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社ウェブサイト(http://www.kaken.co.jp/)において「企業理念」等を、有価証券報告書において「経営の基本方針」、中期経営計画の骨子を開示しております。また、コーポレートレポートやIRミーティング資料において「中期経営計画」を開示しております。
(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書Ⅰ－1．基本的な考え方に記載しております。
(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定
本報告書Ⅱ－1．機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役報酬関係】に記載しております。
(iv) 経営陣幹部選解任、取締役・監査役候補指名
・方針
経営陣幹部選解任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。

また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に、また監査役会の同意を得つつ検討しております。
・手続

方針に基づき、取締役会にて決定しております。決定に際し取締役会は、指名報酬委員会の助言を得ることとしております。
⑷ 個々の選解任・指名についての説明
株主総会参考書類において議案及び参考事項として記載しております。

【補充原則4－1①　取締役会の役割・責務】
・取締役会規程にて取締役会付議事項を明確化するとともに、その他については、経営陣に委任しております。経営陣は、取引・業務の規模や内容に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・当社は、独立社外取締役候補者として、会社法に定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験、高い見識に基づいて取締役会での議論等を通じ、当社の企業価値の向上に貢献できる人材を選定しております。

【補充原則4－11①　取締役会のバランス、多様性及び規模】
・取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、多様性や適正規模を考慮の上で総合的に検討を実施しております。

【補充原則4－11②　取締役・監査役の兼任状況】
・当社は、取締役及び監査役の個別の兼務状況を事業報告および株主総会参考書類にて開示しております。

【補充原則4－11③　取締役会の実効性評価の概要】
・２０２０年度、取締役会は１６回（定例１２回と臨時４回）開催されました。臨時取締役会は取締役と監査役が出席し、定例取締役会には更に執行役員も出席し、それぞれの知見と経験に基づいた多角的な議論を経て、適時適切な経営判断を行っております。特に社外取締役および社外監査役からは社内常識にとらわれない幅広い意見・質問が出されております。取締役会はこうした実態を踏まえ、また各取締役に対するアンケートもしくは議長との面談による自己評価も参考にし、取締役会としての実効性は確保されていると評価しております。

【補充原則4－14②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
・取締役・監査役について、社外講習会や交流会に参加する機会を設け、求められる役割と責務の理解を促進し、必要とされる知識の習得を支援しております。特に社外取締役や社外監査役については、経営陣幹部との交流や事業所の視察など、要望に応じた機会の提供に努めております。
また、企業として新たに対処すべき課題等、共有すべきテーマについては、適宜、外部講師による研修会等を実施しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。
(i)株主との建設的な対話の実現に向けた取り組みは、IR管掌部署の担当取締役が総括して推進する。
(ii)株主との対話を補助するため、関連部門は、開示委員会における開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら公正、適正に情報開示を行う。
(iii)個別面談以外の対話の手段として、半期ごとに決算説明会を開催し、社長その他の取締役が出席して、機関投資家等との対話を図る。
(iv)対話において把握した株主の意見などは、IR管掌取締役またはIR管掌部署から、取締役会や関係部門にフィードバックする。
(v)決算発表前にサイレント期間を設け、投資家との対話を制限する。重要な開示情報は、開示委員会の承認を経ることにより、情報管理の徹底を図る。また社員に対するコンプライアンス教育によりインサイダー情報の漏えい防止に取り組む。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,927,700	7.63
東レ株式会社	2,294,912	5.98
農林中央金庫	1,843,375	4.81
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,552,800	4.05
株式会社みずほ銀行	1,474,937	3.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	876,100	2.28
杏林製薬株式会社	852,500	2.22
日本生命保険相互会社	680,088	1.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	630,000	1.64
科研製薬従業員持株会	607,645	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上別府　圭子	学者										△	
髙木　正一郎	他の会社の出身者											
井上　康知	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

上別府　圭子	○	当社グループが寄付を行っている東京大学において大学院医学系研究科健康科学･看護学専攻の教授を務めておりましたが、2021年3月31日をもって退任しております。なお、当該寄付につきましては、元教授個人及び所属していた健康科学･看護学専攻へのものではありません。また、寄付金の額は教授在任中も含め一貫して各事業年度における同大学の経常費用、経常収益に占める割合が0.1%未満と僅少、かつ、年間1,000万円未満であり、その規模、性質に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。	保健学博士･大学院教授としての経験に基づいた豊富な専門知識と見識を有しております。当社グループが寄付を行っている東京大学において大学院医学系研究科健康科学･看護学専攻の教授を2021年3月31日まで務めておりましたが、左記の理由により同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
髙木　正一郎	○	―――	製薬業界を含む複数の企業で経営に携わった経験、実績、見識を有しております。また、上記a～kのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定しております。
井上　康知	○	―――	弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しております。また、上記a～kのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名報酬委員会は、委員の過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問機関として、取締役及び監査役等の指名並びに取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申（助言･提言）を行っております。年間2～4回開催することとしており、更に必要に応じて随時開催することとしております。委員全員が、2020年度に開催された5回全てに出席しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役･監査役会、会計監査人及び業務監査室は、定期的に会合をもつなど、緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するようつとめるとともに、業務監査室及び監査役は、リスク管理委員会、財務報告に係る内部統制委員会等に出席し、内部統制部門との連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤　宏歳	他の会社の出身者													
松本　洋明	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤　宏歳	○	―――	金融業界での豊富な経験並びに経営者としての実績及びそこで培った見識を有しております。また、上記a～mのいずれにも該当せず、独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定しております。
松本　洋明	○	―――	税理士資格を有しているほか国税庁での豊富な経験と実績を有し、財務・会計に深い知識と見識を有しております。また、上記a～mのいずれにも該当しないため、独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

1．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づき算出された額を賞与として、株主総会で承認を得た後に支給しております。
非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）により株式報酬として支給しております。株式報酬は、役員株式給付規程に従い中期経営計画における業績指標等の達成度を按分した係数により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとしております。また、株式報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内としております。

2．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及びこれまでの実績水準等を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行っております。取締役会（委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答

申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を考慮して取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：3：1としております（KPIを100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60%	30%	10%
常務取締役	60%	30%	10%
取締役	60%	30%	10%

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度の取締役の報酬等の総額は以下の通りです。
取締役総額382百万円（対象となる役員の員数12名）
・基本報酬274百万円
・賞与80百万円
・株式報酬27百万円
なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。
(注)
1 2007年6月28日開催の第87回定時株主総会において、取締役基本報酬は年額330百万円以内と決議されております。
2 上記賞与の金額は、第101回定時株主総会後の支給額です。
3 2019年6月27日開催の第99回定時株主総会において、株式報酬は信託に拠出する上限額（3事業年度を対象）を取締役分として141百万円と決議されております。
4 上記株式報酬の金額は、2020年度に費用計上した金額です。

[参考：業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標に関する実績]

指　標（連結）	第100期実績	第101期実績	中期経営計画 経営数値目標
売上高　（百万円）	89,232	74,979	94,500
営業利益　（百万円）	26,512	17,788	25,000
純利益　（百万円）	19,370	13,405	―
ＲＯＥ　（%）	15.5	10.1	12.0

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、以下のとおり取締役会で決議しております。また、取締役会としては、5.に記載の手続を経て本事業年度の取締役個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

1．基本方針
当社の取締役報酬は、持続的な成長に向けたインセンティブとすることを目的として、基本報酬と賞与及び株式報酬により構成され、職責のほか中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。また、基本報酬は、固定報酬とし、賞与及び株式報酬は、業績連動型としております。ただし、社外取締役は独立した立場で経営の監督・監視機能を担う役割のため賞与、株式報酬の支給はありません。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。また、基本報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内としております。

3．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各期の連結営業利益、連結当期純利益の前年比に基づき算出された額を賞与として、株主総会で承認を得た後に支給しております。
非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）により株式報酬として支給しております。株式報酬は、役員株式給付規程に従い中期経営計画における業績指標等の達成度を按分した係数により算定され、退任時に株式等を給付する中長期業績連動型としており、企業価値の向上や持続的な成長に資するものとしております。また、株式報酬の総額は、株主総会で承認された範囲内としております。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及びこれまでの実績水準等を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行っております。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を考慮して取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：3：1としております（KPIを100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60%	30%	10%
常務取締役	60%	30%	10%
取締役	60%	30%	10%

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長堀内裕之がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各 取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与ならびに株式報酬の評価配分としております。なお、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限 が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の 委任をうけた代表取締役社長は，当該答申の内容を考慮した上で決定するものとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会資料を事前に配布し、求めに応じて経営企画部担当取締役等から説明しております。また、求めがあれば、取締役や執行役員との会談あるいは重要会議の議事録等の閲覧ができるようにしております。
社外監査役に対しては、常勤監査役より毎月1回の監査役会において、経営会議等の重要な会議に付議された案件や常勤監査役による監査結果、社内情報の伝達等を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、取締役9名で構成されており、うち社外取締役は、3名であります。議長は代表取締役会長が務めております。社外取締役と当社とは、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しており、経営の意思決定機関として法令・定款等に定められた取締役会審議事項に関する決議を行うほか、その他の経営の重要事項が審議され、業務執行状況についても随時報告されております。取締役会には、監査役も出席し、意見を述べております。また、経営方針の徹底のために、執行役員も参加しております。
当社は、監査役制度を採用し、監査役は4名で、2名が常勤監査役、2名は社外監査役であります。社外監査役2名は、当社と会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。また、他に補欠社外監査役1名を選任しております。監査役は取締役会等の重要会議に出席し、職務執行を監査することで経営の意思決定と執行についての公正性・透明性の確保につとめております。
監査役会につきましては、定例的に1ヶ月に1回開催しております。
会計監査人との定期的な会合を実施し、積極的な意見及び情報交換を行う等、公正な監査が実施できる体制づくりを行っております。
当社は、経営の執行にあたり、会計監査人の監査を受けております。会計監査人に関してはアーク有限責任監査法人と契約を締結しており、会社法、金融商品取引法に基づく監査が実施されております。2020年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、二階堂博文、松浦大樹であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者4名、その他2名であります。
取締役及び監査役等の指名並びに取締役等の報酬については、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会を設置し、適切な関与・助言を得ております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の規模、経営監視機能等を総合的に判断して、監査役会設置会社を選択しております。社外監査役2名を含む4名の監査役が取締役会などの重要な会議に出席して意見を述べており、社外監査役は中立的な立場からの意見を述べていることなどから、現在の監査体制で経営監視機能は十分に機能していると考えております。
経営の意思決定機関である取締役会は、月1回の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役のうち3名は社外取締役であり、さらに社外監査役を含む監査役や執行役員も出席し、経営方針の徹底及び意思決定の公正・透明化をはかることができる体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会についての招集通知を、開催日の22日前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社英語版ウェブサイト上の“ShareholdersMeeting”ページ（http://www.kaken.co.jp/english/investor_relations/s_meeting.html）において、要約版を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上の“株主・投資家の皆さま”ページ（http://www.kaken.co.jp/invest/index.html）において、情報開示方針を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第２四半期決算発表後に、決算説明会を開催しております。同説明会には社長その他取締役等が出席し、機関投資家との対話を図っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上の“株主・投資家の皆さま”ページ（http://www.kaken.co.jp/invest/index.html）において、決算短信参考資料、決算説明会資料、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部広報グループ	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、科研製薬企業行動規準・行動指針に定めております。 また、株主や投資家、顧客および様々なステークホルダーに対して、法定開示・適時開示・任意開示を誠実に行うため、会社情報開示規程を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境基本理念・環境基本方針を定め、ISO14001を取得するなど環境管理活動を推進しております。 また、当社はコーポレートレポートを作成し、公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．法令遵守体制
・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ全体に共通した行為規範である「科研製薬企業行動規準」及び「科研製薬企業行動指針」を定め、これを遵守し行動すると共に、その啓発を図る。
2）コンプライアンス担当役員を任命し、法務部を所管部署としてコンプライアンスの実践に継続的に取り組む。

2．情報保存管理体制
・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
株主総会、取締役会、経営会議など、取締役又は執行役員の出席する重要な会議について議事録を作成するほか、取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報については、法令及び社内規程の定めるところにより、保存・管理を行い、必要な関係者が閲覧、謄写できる体制を整える。

3．リスク管理体制
・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）リスク管理担当役員を任命し、経営企画部を所管部署として当社グループのリスクを把握・管理できる体制を構築する。
2）リスク分類を行い、それぞれの責任部署を定め管理する。
3）当社グループの経営上重大なリスクの対応については、取締役会にて経営判断し、責任部署で管理する。
4）業務監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、社長・取締役会・監査役会に報告する。

4．効率性確保のための体制
・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）取締役会を毎月1回開催し、法令・定款に定められた取締役会審議事項に関する決議のほか、当社グループの経営の重要事項を審議する。
2）各取締役の担当業務、及び各執行役員に執行委任する業務を取締役会で決定する。各取締役及び執行役員は、担当する業務を効率的に執行する。
3）子会社は、定期的に財務報告に係る事項を当社に報告するとともに、子会社の取締役又は監査役は、必要に応じて子会社の取締役会の審議における重要事項を取締役会に報告する。
4）経営会議等において、当社グループの経営に関する重要事項について、関係する取締役及び執行役員等が協議することにより、経営及び全体としての効率化に努める。

5．監査役スタッフに関する体制
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役会に関する事務は総務部が行うものとする。
2）監査役から監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議の上、専任又は兼任の監査役スタッフを総務部に配置する。
3）監査役スタッフの知識・能力、員数又は従事体制について、監査役から改善等を求められた場合、取締役は監査役と協議の上、適切に対応する。
4）監査役は、監査役スタッフに対して直接指揮命令することができる。
5）監査役スタッフの考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重するものとする。

6．監査役への報告体制
・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
・監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を、直接的または間接的を問わず、報告するものとする。
2）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、監査役から報告を求められた場合、すみやかに対応する。
3）監査役に対して前2号の報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを禁止する。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・その他会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役の職務の執行に制約が生じないよう、予め定められた社内手続きに基づいて処理する。なお、緊急の必要により予め社内手続きを経ることができないときは、監査役が必要な職務の執行を先行することを妨げないものとする。
2）代表取締役は、監査役と定期的会合で意見交換を行う。
3）監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
4）業務監査室は、監査役と緊密な連携を保ち、監査結果を監査役に報告するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社では、科研製薬企業行動規準・行動指針を策定し、反社会的勢力・団体との断固たる対決を宣言しております。これらの団体との関係は一

切排除します。
2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
1）対応統括部署及び不当要求防止責任者について
当社での不当要求への対応統括部署は、総務部となっております。
同部は法務部と連携と取りながら、反社会的勢力に関する事項の一元的な統括･管理を行っております。また、対応統括部署に不当要求防止責任者を設置しております。
2）外部の専門機関との連携状況
管轄警察署担当係員及び顧問弁護士と、平素から緊密に連携を保ち、緊急時における担当者との連絡･通報体制を確立しております。
3）反社会的勢力に関する情報の収集･管理状況
社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の会員となり、情報収集に当たり、得られた情報は総務部にて管理しております。
4）対応マニュアルの整備状況
科研製薬企業行動規準･行動指針に反社会的勢力と決別する旨の基本的姿勢を定め、業務の必要性に応じて、具体的な内容をマニュアル等に定めております。
5）研修活動の実施状況
反社会的勢力への対応をコンプライアンス教育の中に組み込み、社内教育研修の機会に実施するよう努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

市場の動向を見極め、対処いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針
当社は、株主や投資家の皆様および様々なステークホルダーに対し、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則により求められる会社情報を適時、適切に開示いたします。
また、それ以外の重要な情報に関しても、適時、適切な開示を行うよう努めます。
2. 適時開示に係る社内体制
当社は、会社情報の適切かつ速やかな開示を目的として、「会社情報開示規程」を制定しております。
「会社情報開示規程」にもとづき、情報取扱責任者を委員長とした開示委員会を設置し、各部門より報告された事案に対し、開示の要否および内容についての検討を行っております。
適時開示を要する情報については、取締役会で決議もしくは報告の後に開示しておりますが、緊急を要する場合には、代表取締役の了承後に迅速に開示し、その後取締役会へ報告しております。
開示委員会の事務局については、総務部広報グループがこれにあたり、併せて、会社情報の開示についての実務を執り行っております。
上記開示体制の監査については、内部監査部門である業務監査室がこれを実施しております。

